

障害者自立支援制度における心身障害者扶養共済給付金の取扱いの改善(概要)

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん —

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：堀田力）に諮り、その意見を踏まえて、平成 20 年 11 月 27 日、厚生労働省に対しあっせんします。

(行政相談の要旨)

私は月額 2 万円の心身障害者扶養共済給付金（以下「給付金」という。）を受給している障害者で、現在、障害者支援施設に入所しているが、私のような非課税世帯の場合は、障害者自立支援制度上、施設の利用負担について各種の減免措置が講じられるものの、当該給付金は、利用負担額の算定の対象収入となっているため、給付金を支給されてもその分利用負担額が増え、結果としてほとんど手元に残らない。利用負担を求められていないとしている生活保護者や給付金未受給者に比べて不公平であるので、給付金を負担額算定の対象収入と認定しないよう改善してもらいたい。

(行政評価局の調査結果)

○ 制度の概要

- **心身障害者扶養共済制度**：保護者が掛金を納入し、保護者に万一のこと（死亡等）があった場合に、心身障害者に扶養のための給付金（1 口月額 2 万円。2 口まで）を支給
- **障害者自立支援制度**：
 - ・障害者が利用する福祉サービスについて、食事等の実費のほか、そのサービスの量と所得に着目した原則 1 割の定率の自己負担制を導入。低所得者には負担軽減の措置あり
 - ・平成 18 年 4 月施行（21 年度に制度見直しが法定）

○ 現 状

- **障害者自立支援制度における利用者負担額の算定では、給付金は「収入」とされているため、自己負担後に目減りし、手元残額は給付金未受給者と変わらないという不合理な実態が発生**

【例：障害者基礎年金 1 級（月額 8 万 2 千 5 百円）受給者の場合】

- ・給付金（1 口 2 万円）受給者 → 軽減措置を経た自己負担後の「手元に残る額」：2 万 8 千円
- ・給付金未受給者 → " " "手元に残る額」：2 万 8 千円

※ 生活保護者は、利用負担を求められないので、給付金は全額残る

- **給付金は、心身障害者の生活の安定・福祉の増進及び障害者の保護者が子の将来に対して抱く不安の軽減を図ることを目的とした制度。国及び地方公共団体からも毎年 46 億円ずつの財政支援**
→ 給付金が受給者の手元に残らない状況では、扶養共済制度加入のインセンティブまでも損なうことになり、同制度の継続に障害
- **地方公共団体や障害者団体では、自立支援制度上給付金を算定対象収入として取り扱っていることに反対**
・「給付金は、利用者負担額の算定対象収入から除外すべき」（全国市長会）等
- **他制度においては、給付金について、生活保護制度では収入として認定しないこととされているほか、税制面でも所得税・相続税・贈与税は非課税**

(推進会議の検討結果)

保護者死亡後の心身障害者の生活安定を図るために保護者自らの拠出によって経済的保障を行うとする共済制度の目的・性格を踏まえれば、給付金は、障害者自立支援制度上においても受給者の手元に残し、様々な自立生活面に活用できるよう配慮すべきものと思料されることから、その取扱いについて見直しが必要

(あっせん要旨)

障害者自立支援制度における給付金の取扱いについて、共済制度加入の目的効果が損なわれることがないよう、当該給付金の性格を踏まえて、現行の利用者負担の算定方法を見直す必要がある。



障害者自立支援制度における心身障害者扶養共済給付金の取扱いの改善

現 状

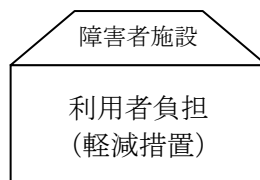
・心身障害者扶養共済制度は、保護者が掛金を納入し、自己の死亡後に給付金を支給することにより、心身障害者の生活安定を図ることを目的とするもの

- ・障害者自立支援制度における利用者負担額の算定では、給付金は「収入」扱い
- ・市町村民税非課税世帯に対しては、利用者負担後に手元に残る額が障害基礎年金1級の受給者で28,000円となるよう、利用者負担の軽減措置
- ・この結果、給付金受給者の手元に給付金が残ることはなく、手元残額としては、給付金未受給者と変わらないという不合理な実態が発生
- ・このような状況では、共済制度加入のインセンティブを損ない、同制度の継続に障害

[障害基礎年金1級と給付金（1口2万円）が収入の場合]

<給付金1口受給者>

算定対象収入
障害基礎年金 82,500円
給付金 20,000円

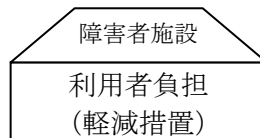


手元に残る額
28,000円

給付金をもらっているのに同じ額しか残らない...

<給付金未受給者>

算定対象収入
障害基礎年金 82,500円



手元に残る額
28,000円

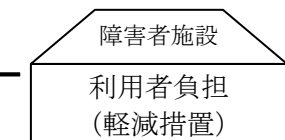


改善策（あっせん内容）

障害者自立支援制度における給付金の取扱いについて、共済制度加入の目的効果が損なわれないよう、当該給付金の性格を踏まえて、現行の利用者負担の算定方法を見直すことが必要

<給付金1口受給者>

算定対象収入
障害基礎年金 82,500円
給付金 20,000円



手元に残る額
28,000円
+
20,000円

給付金が残って安心した!

※ 負担額算定対象収入から除外

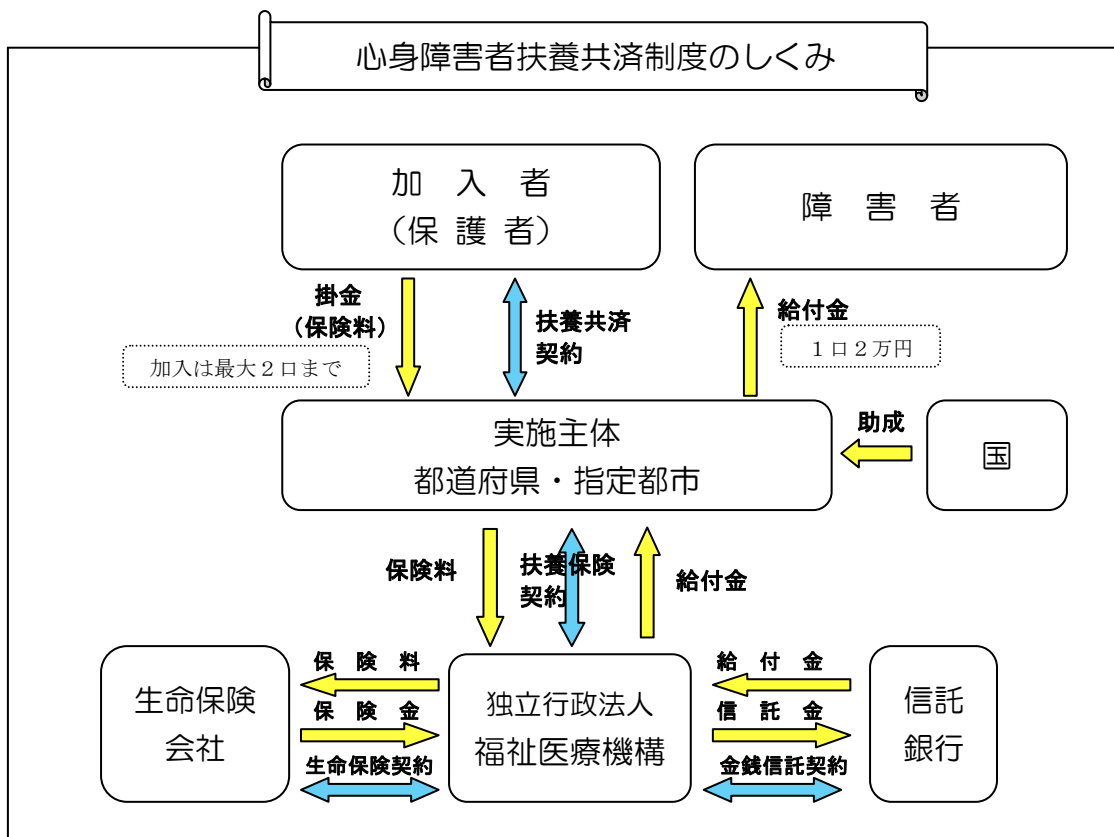


改善効果

心身障害者の生活の安定等、共済制度の目的効果の確保

心身障害者扶養共済制度の概要

- 障害者（知的障害者、身体障害者 1～3 級の者等）の保護者に、万一のこと（死亡・重度障害）があった場合に、障害者に終身一定額の給付金を支払うことで、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の保護者の不安の軽減を図るもので、保護者が生存中に毎月保険料を支払う任意加入制度
 - ・ 加入者は、一人当たり 2 口まで加入できる。
（月額掛金（保険料）：加入時年齢により決定（平成 20 年 3 月までの加入者の場合、5,600 円（35 歳未満）から 14,500 円（60 歳以上 65 歳未満））
 - ・ 障害者に支給する給付金は、1 口につき月額 2 万円
- 保護者の強い要望のもと地方公共団体において昭和 45 年に発足。都道府県・指定都市の条例に基づく制度
- 国は地方公共団体に対し、事務費補助金及び特別調整費補助金を交付することにより制度を助長。国と地方は本制度の安定的維持のため、平成 8 年から毎年 4 6 億円ずつ公費を投入
- 独立行政法人福祉医療機構は、地方公共団体が共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業を実施



(注) 本図は、厚生労働省資料に基づき当局が作成

心身障害者扶養共済給付金制度の加入者及び受給者の状況（平成 19 年度末）

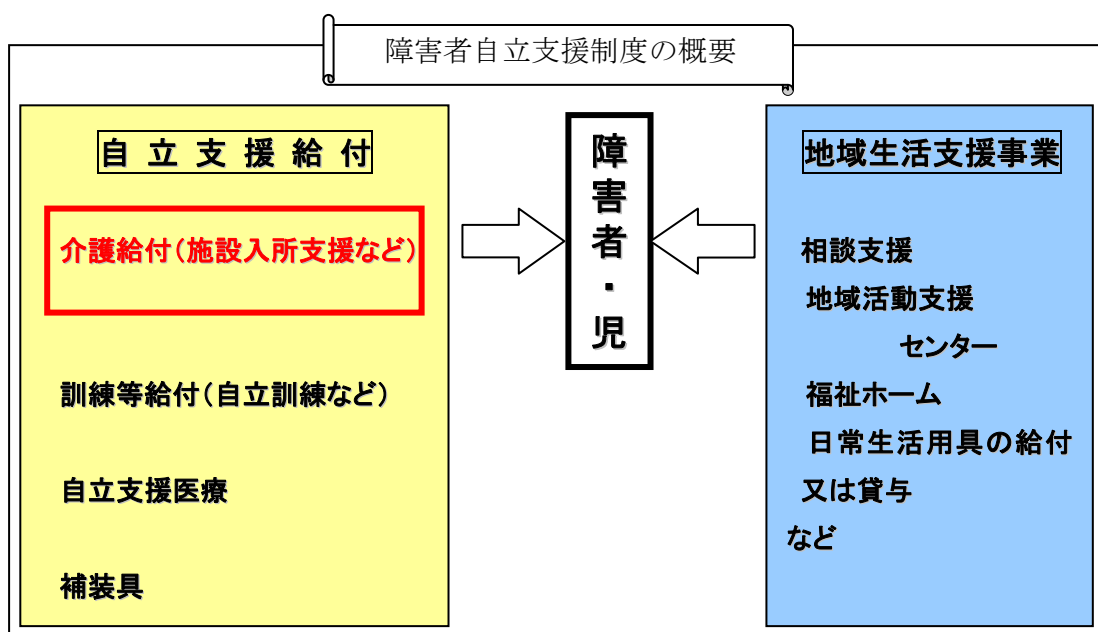
加入者数：65,233人 → 減少傾向

受給者数：39,149人 → 増加傾向

(注) 厚生労働省の資料による。

障害者自立支援制度の概要

障害者がある能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うもので、障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供し、障害者の福祉の増進を図るとともに、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした制度。



この制度では、障害者が福祉サービスに対する費用の一部を負担することを原則としている。

各種支援施設の利用者負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組みとなっており、低所得者に配慮した軽減策を講じている。（詳細は資料4～6参照）

（根拠：障害者自立支援法（平成17年法律第123号、平成18年4月実施）

※ 同法附則第3条において、法施行後3年（平成21年度）を目途として、同法の各規定について見直し、必要な措置を講ずるものとされている。

心身障害者の支援施設及び入所者の状況（平成18年）

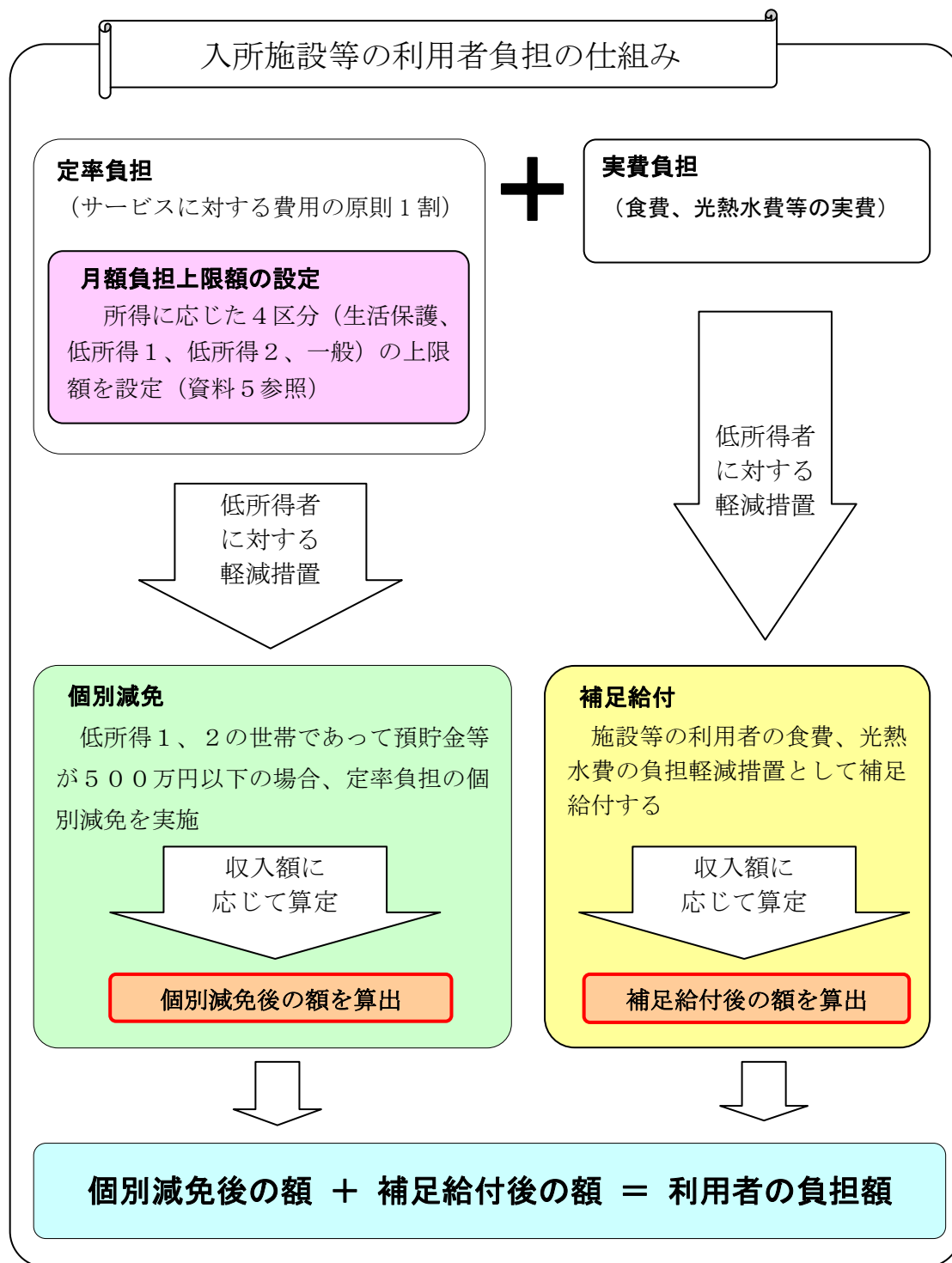
施設数：9,607か所	} いずれも増加傾向
入所者数：318,222人	

（注）厚生労働省の「社会福祉施設等調査」の結果に基づき当局で作成

資料 4

入所施設等の利用者負担の仕組み

入所施設等の利用者負担は、定率負担（サービスに対する負担）と実費負担（食費等の負担）の合計であるが、それぞれの負担には、個別減免及び補足給付による軽減措置が設けられている。



入所施設等の利用者負担軽減措置

1 入所施設サービスに対する定率負担

(1) 定率負担の月額負担上限額の設定

定率負担においては、下表のとおり、障害者の所得に応じて月額負担上限額を設けている。

所得区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給者世帯	0円(負担なし)
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する障害者本人の収入が年間80万円以下である者 例) 収入が障害基礎年金2級のみの方	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない者 例) 障害基礎年金2級受給に加え、給付金を受給している者	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

(注) 障害基礎年金額は、1級 年額990,100円、2級 年額792,100円

(2) 定率負担の個別減免

① 入所施設等を利用する場合

低所得1、2の世帯であって預貯金等が500万円以下であれば、定率負担の個別減免が行われる。

② 収入の区分

障害者の収入については、障害者自立支援制度上、定率負担や実費負担の算定の対象となる収入と対象とならない収入がある。(資料6参照)

2 食費等の実費負担

○ 実費負担の補足給付

障害者自立支援制度においては、利用した障害福祉サービスに係る実費負担(基準費用額58,000円)に対しても、利用者負担後に、手元に25,000円程度(その他生活費(注) 充充分)が残るように補足給付が行われる。

生活保護受給者については、基準費用額の全額について補足給付(実費負担なしとする措置)が行われる。

(注) 「その他生活費」は、被服・履物、家具・家事用品、保健医療、交通・通信、教育、教育娯楽などに要する費用

資料 6

施設等の利用者負担の算定の対象収入等

施設等の利用者負担を算定する際の収入の区分は、厚生労働省の手引書により以下のとおり定められている。

対象となる収入	(1) 就労等収入 (就労等により得た収入又は国により稼得能力の補填として給付される収入) ①就労収入：工賃等の就労収入 ② 年金等収入 ：障害年金等、雇用保険の失業等給付、健康保険の傷病手当、 <u>その他公的年金に相当するもの（地方公共団体の心身障害者扶養共済の給付金など）</u> (2) その他 ((1)以外の収入) 不動産等の家賃など
対象とならない収入	特定目的収入 (国、地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給されるもの) 地方公共団体等からの家賃補助の手当・医療費、原爆被爆者に対する手当、上記「対象となる収入」以外で生活保護法において収入として認定されないもの等

(注)「障害福祉サービス・障害児施設支援の利用者負担認定の手引き」(平成 19 年 3 月 9 日付け各都道府県、指定都市及び中核市の障害福祉関係主幹課あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知)による。

資料 7

他制度における給付金の取扱い

- 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年厚生事務次官通知)(抄)
 - 第 7 収入の認定
 - 3 認定指針
 - (3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。
 - コ 心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金
(平成 15 年 9 月に追加)
- 所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号)(抄)
 - 第 9 条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。
 - (3) 恩給、年金その他これらに準ずる給付で次に掲げるもの
 - ハ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものに基づいて受ける給付
- 相続税法 (昭和 25 年法律第 73 号)(抄)
 - 第 12 条 次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。
 - 4 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものに基づいて支給される給付金を受ける権利
 - 第 21 条の 3 次に掲げる財産の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。
 - 5 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものに基づいて支給される給付金を受ける権利

資料 8

厚生労働省の手引書による入所施設等の利用者負担後の手元に残る金額

厚生労働省の手引書に基づき、入所施設等を利用する 20 歳以上の心身障害者について、市町村民税非課税世帯（給付金の受給なし・1 口受給・2 口受給）の利用者負担後の手元に残る額を比較すると、給付金は、入所施設等の利用者負担を算定する場合の対象収入とされているため、利用者負担はその分増額となり、給付金の未受給者に比べると不公平感あり。生活保護受給世帯の場合は、受給している給付金は全額が手元に残る。

入所施設等の利用者負担後の手元に残る金額（所得区分別）

区 分	保護世帯	非課税世帯		
	生活保護	低所得 1 (年間収入 80 万円以下、 預貯金等 500 万円以下)	低所得 2 (年間収入 80 万円超、預貯金等 500 万円以下)	
収入				
障害基礎年金		2 級の額 (66,008 円)	2 級の額 (66,008 円)	2 級の額 (66,008 円)
給付金	1 口 2 万円又は 2 口 4 万円		1 口 20,000 円	2 口 40,000 円
保護費	(保護費)		算定の対象収入	
就労等収入の合計 (A)	そ の ま ま 残 る	—	66,008 円	86,008 円
定率負担 (B) (個別減免後の額)	—	0 円	0 円	8,170 円
実費負担 (C) (補足給付後の額)	—	0 円	41,008 円	51,337 円
負担額の合計 (B+C)	—	0 円	41,008 円	59,507 円
手元に残る金額 (A - (B+C))	2 万円又は 4 万円 + (保護費)		25,000 円	26,501 円
			ほとんど差なし	

(注) 1 障害基礎年金 2 級の月額：年額 792,100 円/12 か月

2 生活保護費の額（平成 19 年度生活扶助基準の例）：

標準(地方, 3 人世帯)125,690 円、20 歳単身世帯 65,870 円

【参考】定率負担の個別減免後の額及び実費負担の補足給付後の額の算定方法

◎ 定率負担の個別減免後の額の算定

・低所得 1（就労等収入額が 66,667 円（80 万円/12 か月）以下）の場合：全額控除

・低所得 2（就労等収入額が 66,667 円以上）の場合：

(就労等収入額 - 66,667 円 - 就労収入(工賃等)控除額※) × 0.5 + その他の収入 × 0.5

※障害基礎年金 2 級の者の場合：3,000 円以下の場合 3,000 円

◎ 実費負担の補足給付後の額の算定

・低所得 1 の場合：就労等収入額 - その他生活費

・低所得 2 の場合：(66,667 円 - その他生活費) + (就労等収入額 - 66,667 円) × 0.5

給付金受給者と未受給者の比較事例< 1 >

ほぼ同額の障害基礎年金を受給している場合、給付金を受給者していても手元に残る額は、給付金を受給していない者と変わらない

事例①（給付金受給者の事例）

低所得 2	
収入	
給付金	20,000 円
障害基礎年金(1級)	82,758 円
	102,758 円
支出	
定率負担(個別減免後)	18,045 円
実費負担	56,712 円
	74,757 円
手元に残る額	28,001 円
その他の生活費：交際費等	5,000 円
収支差	23,001 円

事例②（給付金未受給者の事例）

低所得 2	
収入	
障害基礎年金(1級)	82,508 円
	82,508 円
支出	
定率負担(個別減免後)	7,355 円
実費負担	46,587 円
	53,942 円
手元に残る額	28,566 円
その他の生活費：交際費等	5,000 円
収支差	23,566 円

給付金受給者と未受給者の比較事例< 2 >

ともに同額の障害基礎年金及び工賃収入のある場合においても、給付金を受給者していても手元に残る額は、給付金を受給していない者と変わらない

事例③（給付金受給者の事例）

低所得 2	
収入	
給付金	20,000 円
障害基礎年金(1級)	82,591 円
工賃	4,500 円
	107,091 円
支出	
定率負担(個別減免後)	17,962 円
実費負担	58,879 円
	76,841 円
手元に残る額	30,250 円
その他の生活費：交際費等	5,000 円
収支差	25,250 円

事例④（給付金未受給者の事例）

低所得 2	
収入	
障害基礎年金(1級)	82,508 円
工賃	4,500 円
	87,008 円
支出	
定率負担(個別減免後)	7,962 円
実費負担	48,837 円
	56,799 円
手元に残る額	30,209 円
その他の生活費：交際費等	5,000 円
収支差	25,209 円

(注) 当局が3市に所在する5か所の障害者支援施設に入所する20歳以上の心身障害者79名を抽出し、その生活実態について調査した結果に基づき作成したものである。

資料 10

障害者自立支援制度における給付金の取扱いに関する
関係機関等の意見・要望

地方公共団体、障害者団体等では、障害者自立支援制度において給付金を利用者負担額の算定上の対象収入に加えることに、反対

機関等名	意見・要望
全国市長会	施設利用者等が受けることができる個別減免について、給付金を個別減免の対象収入から除外すること。 （「平成 19 年度国の施策及び予算に関する要望」より）
A市	本市としては、共済制度をその趣旨・目的から今後も継続することとしており、この給付金は障害者自立制度における利用者負担の算定対象となる収入から除外すべきである。
B市	給付金は、障害者自立制度上の算定対象となる収入から除外すべきである。
C市	給付金を受給しても、当該給付金受給分が自己負担額に吸収され、手元に残る金額が未受給者と同水準となるなど明らかに不合理であり、自己負担の在り方を見直すべきであると思われる。
D障害者団体	入所施設利用者にとっては、給付金がもらえる状態になっても、手元に残る額は2万5,000円となり、共済に加入していない者と同じになる。これまで親が一所懸命、親亡き後の本人の所得保障のことを考えて保険を掛けてきたにもかかわらず、その配慮がなく、親にとっては大変不満なことである。この給付金を負担額の算定上の対象収入とせず、本人の手元に残るようにする配慮が必要ではないか。
E障害者団体	給付金は、親の気持ちを考えても、障害者のためにも、負担額の算定上の対象収入から除外すべきである。
F社会福祉法人	給付金は、低所得の障害者には貴重なものであるし、給付金の目的から考えても算定対象から外すべきである。
G社会福祉法人	給付金は福祉サービス利用のための費用に充てるのではなく、障害者の手元に残して自身のために使えるよう、その取扱いについて見直しを求める。
H社会福祉法人	国と地方で公費を投入している共済制度の現実に鑑みると給付金の公的性格をもっと考慮してほしい。

= 参 考 =

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

会議のメンバーは、次のとおり。

(座長) 堀田	力	さわやか福祉財団理事長、弁護士
秋山	收	元内閣法制局長官
大森	彌	東京大学名誉教授
加賀美幸子		千葉県女性センター名誉館長
加藤	陸美	(社)全国国民年金福祉協会連合会理事長
小早川光郎		東京大学大学院法学政治学研究科教授
谷	昇	(社)全国行政相談委員連合協議会会長

行政苦情救済推進会議での主な意見

- 公的な保障に加えて、心身障害者の親として、自己の死亡後の心身障害者の生活安定を図るために、自らの拠出によって経済的保障を与えたいという保護者の強い要望のもとに成立したという共済制度の創設経緯等を踏まえれば、そもそも当該給付金は、障害者自立支援制度上においても受給者の手元に残し、様々な自立生活面に活用できるような配慮をすべき性格のものであると思料される。
- この共済制度の性格を踏まえると、障害者自立支援制度上における現行の利用者負担の算定方法について、給付金を算定対象収入から除外するなどの見直しが必要である。